

## 社会福祉法人ハートフル大東 役員等報酬規程

### （目的及び意義）

第1条 この規定は、社会福祉法人ハートフル大東（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定及び評議員選任・解任委員会運営細則の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員をいう。
- (2) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員等が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。なお、報酬等は、この法人の役員等としての職務遂行の対価に限られ、この法人の職員として受け取る財産上の利益を含まない。

### （報酬等の支給）

第3条 この法人は、役員等の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員等の報酬の決定については、評議員の決議によって定められた報酬額の範囲内において、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。報酬月額は、毎月11日から翌月10日の分をその月の25日に支給する。

3 役員等には、役員等としての役員等賞与及び退職手当を支給しない。

### （報酬等の額の決定）

第4条 この法人の役員等の報酬総額は評議員会で決定し、別表第1「報酬総額」に明確にする。

2 この法人の役員等の報酬額は評議員会で決定し、役員等の報酬額は、別表第2「報酬額」に明確にする。

### （法人職員給与との併給）

第5条 この法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第2の定めによるものとする。

### （報酬等の支給基準）

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

### （費用）

第7条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもってこの法人の報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人ハートフル大東役員報酬規程(平成21年4月1日施行)は、この規程の施行に伴い廃止する。
- 3 社会福祉法人ハートフル大東役員報酬規程(平成29年1月1日施行)は、この規程の施行に伴い廃止する。

附則 この規程は、平成29年6月12日から施行する。

附則 この規程は、令和元年9月1日から施行する。

#### 別表第1 報酬総額

- (1) 理事の報酬総額 年額480万円以内
- (2) 監事の報酬総額 年額10万円以内
- (3) 評議員の報酬総額 年額15万円以内
- (4) 評議員・選任解任委員会委員の報酬総額 年額3万円以内

#### 別表第2 報酬額

- (1) 理事長の報酬月額  
専任の報酬額 月額20万円  
兼任の報酬額 月額8万円
- (2) その他の理事  
理事会への出席 日額3千円  
評議員会への出席 日額3千円  
上記以外の法人業務にあたった場合 日額3千円
- (3) 監事  
理事会への出席 日額3千円  
評議員会への出席 日額3千円  
上記以外の法人業務にあたった場合 日額3千円  
ただし、監事のうち税理士又は公認会計士の資格を有する者は、上記はそれぞれ日額1万円とする。

(4) 評議員

評議員会への出席 日額 3 千円

上記以外の法人業務にあたった場合 日額 3 千円

(5) 評議員選任・解任委員会委員

評議員選任・解任委員会委員会への出席 日額 3 千円